

実務経験が認められる指定施設・実務経験範囲一覧

※全て精神障害者に対してサービスを提供する施設・機関に限る

※以下の施設・職種において、精神障害者の保健及び福祉に関する相談援助を行っていること

(1) 医療、行政関係施設

施設種別		指定施設（実務経験）の範囲
		具体的な職種
医療関係施設	精神科病院	・精神科ソーシャルワーカー ・相談員（医療ソーシャルワーカー等）
	病院、又は診療所 （精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）	
行政関係機関・施設	保健所	・精神科ソーシャルワーカー ・社会福祉士 ・心理判定員 ・精神保健福祉相談員
	市町村保健センター	
	市区町村	
	精神保健福祉センター	
法務省設置法 及び 更生保護法	保護観察所（精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る）	・社会復帰調整員 ・保護観察官
	更生保護施設（精神保健・医療又は精神障害者の福祉に関する相談援助業務を行うものに限る）	・補導主任 ・補導員

(2) 障害者関係施設

障害者関係施設 （障害者自立支援法）	精神障害者 社会復帰施設 （旧体系施設）	精神障害者居宅生活支援事業（グループホーム）	・世話人
		精神障害者生活訓練施設	・精神障害者社会復帰指導員
		精神障害者授産施設	
		精神障害者福祉工場	
		精神障害者地域生活支援センター	
	精神障害者福祉ホーム	・管理人	
	障害者福祉 サービス事業 を行う施設	生活介護を行う施設	・生活支援員（注）
		自立訓練を行う施設（機能訓練、生活訓練）	・サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設（認定就労移行支援を含む）	・生活支援員（注） ・就労支援員 ・サービス管理責任者
		就労継続支援を行う施設（A型、B型）	・生活支援員（注） ・サービス管理責任者
		共同生活援助を行う施設	・相談援助業務を行っている専任の職員
		共同生活介護を行う施設	
		短期入所を行う施設	
		重度障害者等包括支援	
	相談支援事業を行う施設	・相談支援専門員	
	地域活動支援センター	・指導員	
	障害者支援施設	・生活支援員（注） ・就労支援員 ・サービス管理責任者	
	福祉ホーム	・管理人	
	児童デイサービス事業	・相談援助業務を行っている専任の職員	
	知的障害者 援護施設	知的障害者更生施設（入所、通所）	・生活支援員（注） ・生活指導員（注）
知的障害者授産施設（入所、通所、小規模通所）			
知的障害者通勤寮			
精神障害者地域移行・地域定着支援事業 （旧・精神障害者退院促進支援事業 旧・精神障害者地域移行支援特別対策事業を含む）実施施設	・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員（自立支援員）		

(3) その他の法定施設等

児童福祉法	障害児通所支援事業を行う施設 (児童発達支援又は放課後デイサービスを行うものに限る)	・専任で相談援助業務に従事するもの
	児童相談所	・児童福祉司 ・相談員 ・児童心理司、心理判定員 ・児童指導員 ・受付相談員 ・電話相談員 ・保育士
	母子生活支援施設	・母子指導員 ・少年指導員 (少年を指導する職員)
	児童家庭支援センター	・相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・援助を行う職員)
	児童自立支援施設	・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員
	情緒障害児短期治療施設	・児童指導員 ・保育士
	児童養護施設	
知的障害児施設		
知的障害児通園施設		
乳児院		
生活保護法	救護施設	・生活指導員
	更生施設	
社会福祉法	福祉事務所	・査察指導員 (指導監督を行う所員) ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・ケースワーカー (社会福祉主事) ・家庭児童福祉主事、専任の家庭相談員 ・面接相談員、専任の婦人相談員 ・専任の母子自立支援員、 専任の母子相談員
	市 (特別区を含む) 町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・相談援助業務 (主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る) を行っている専任の職員
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー
	地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者
	障害者就業・生活支援センター	・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・生活支援担当職員
知的障害者福祉法	知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケースワーカー
発達障害者支援法	発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員
	ホームレス自立支援センター	・生活相談指導員
	スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領に基づく教育機関	・スクールソーシャルワーカー

(注) 介護等の業務を行う生活支援員 (生活指導員)・指導員としての実務経験は除く。